

藤原京六条大路の再検討

はじめに 高所寺池の堤防改修に伴う、飛鳥藤原第113・118・124・131次調査（以下「高所寺池調査」とする）では、藤原宮南東部から左京七条二坊にかけての調査をおこない、藤原宮南面大垣や内濠・外濠、六条条間路・東二坊坊間路などとともに、六条大路（SF2910）を検出した¹⁾。これらについては報告書が刊行されており²⁾、そこではSD2915を北側溝、SD2909を南側溝として、六条大路の幅員を側溝心々間で約16mと復元している。

しかし、他の調査事例を参照すると、上記の側溝の認定には問題があり、別の解釈が成立することが判明したので、本稿ではそれについて述べることにする。

六条大路の幅員 六条大路については、これまでに東三坊から西六坊にかけて10件以上の調査例があり、うち高所寺池調査を含む6件では、同一調査区ないし近接した位置で南北両側溝の検出が報告されている（表7）。しかし、検出地点によって幅員が異なり、直線性が非常に悪い³⁾など、データ相互に矛盾があり、道路の設定状況を整合的に復元することは困難であった。

AおよびC～Fについて幅員の問題を検討した黒崎直は、検出状況からみて、南北両側溝とも確実に条坊遺構といえるのはCのみであり、側溝心々間20mを超えるとされたA・E・Fはいずれも確証を欠く部分があると⁴⁾。この指摘は、現時点においても概ね首肯でき、六条大路の幅員は、他の偶数条坊大路と同じく、側溝心々間約16m（45大尺）が基本と考えるべきであろう。

六条大路の方位 そうした観点から、六条大路の側溝と

して確実な遺構間の方位を求めると、ア) E北側溝（西四坊坊間路との交点）→C北側溝（約650m）= E 1°19′41″N、イ) D南側溝→C南側溝（約50m）= E 1°10′N、ウ) B「北側溝」（池の兩岸約100m）= E 1°53′Nとなる。イ・ウは遺構間の距離が短いため、方位の精度が劣るものの、これらの結果によれば、六条大路の方位が東で1°以上北に振れることは確実と判断してよい。

この振れは一見過大なようにみえるが、藤原京の五条条間路・五条大路・六条条間路は、すべて東で1°以上北に振れるとみるべき根拠がある⁵⁾。また、第118・124次調査の概要報告で指摘したように、藤原宮南限施設のうち、大垣と内濠の方位がE 0°46′N程度であるのに対し、外濠の方位はE 1°24′22″Nであり⁶⁾、これは上に示した六条大路の振れに近い。

なお、第118次調査では、大垣と内濠が先行条坊を埋めて造営されているのに対し、外濠は先行条坊と一時期共存した事実を確認している。当然、外濠の掘削は大垣や内濠に先行したことになるが、そのさいに、最も近い条坊道路である六条大路が設定基準となったことは十分に想定できる。両者の方位が近似するのはこのためであろう。ちなみに、宮の施設や京内寺院の設定基準が直近の条坊道路におかれた例は枚挙にいとまがない。

側溝認定の訂正 以上のように、六条大路が東で1°以上北に振れるならば、高所寺池調査のSD2915は、北側溝ではなく南側溝とせざるをえない。実際、SD2915は、E 1°30′Nの方位でC・D南側溝とほぼ一直線に並んでおり、その北には、溝心々間で15m弱（14.5～14.7m）の位置に、北側溝にあてうる溝SD9725（第124次調査）とSD9359（第113次調査）も存在するのである。

表7 過去の報告における六条大路の幅員と路心座標値（日本測地系）

調査名	位置	X座標	Y座標	幅員m	調査報告（座標値の典拠）
A 飛鳥藤原21-2次	東三坊	-167,089.85	-16,768.00	21.4	文献1（実測図）
B 高所寺池調査	東二坊	-167,093.70	-17,004.00	16.2	文献5（実測図）
C 飛鳥藤原78-9次	西二坊	-167,096.00	-17,696.00	16.0	文献3（文献4，p.35）
D 飛鳥藤原29-7次	西二坊	-167,096.60	-17,744.00	17.3	文献2（文献4，p.35）
E 橿原市1995	西四坊	-167,117.60	-18,451.20	22.6	文献6（文献4，p.35）
F 橿原市1988・1990	西六坊	-167,119.40	-18,902.40	25.2	文献7（文献4，p.33）

文献

- 1 奈良国立文化財研究所『飛鳥・藤原宮発掘調査概報8』1978年。
- 2 奈良国立文化財研究所『飛鳥・藤原宮発掘調査概報11』1981年。
- 3 奈良国立文化財研究所『奈良国立文化財研究所年報1997-II』1997年。
- 4 奈良国立文化財研究所『藤原京研究資料（1998）』1999年。
- 5 奈良文化財研究所『奈良文化財研究所紀要2001』2001年。
- 6 橿原市千塚資料館『かしはらの歴史をさぐる4』1996年。
- 7 橿原市千塚資料館『藤原京—最近の調査成果より—』1998年。

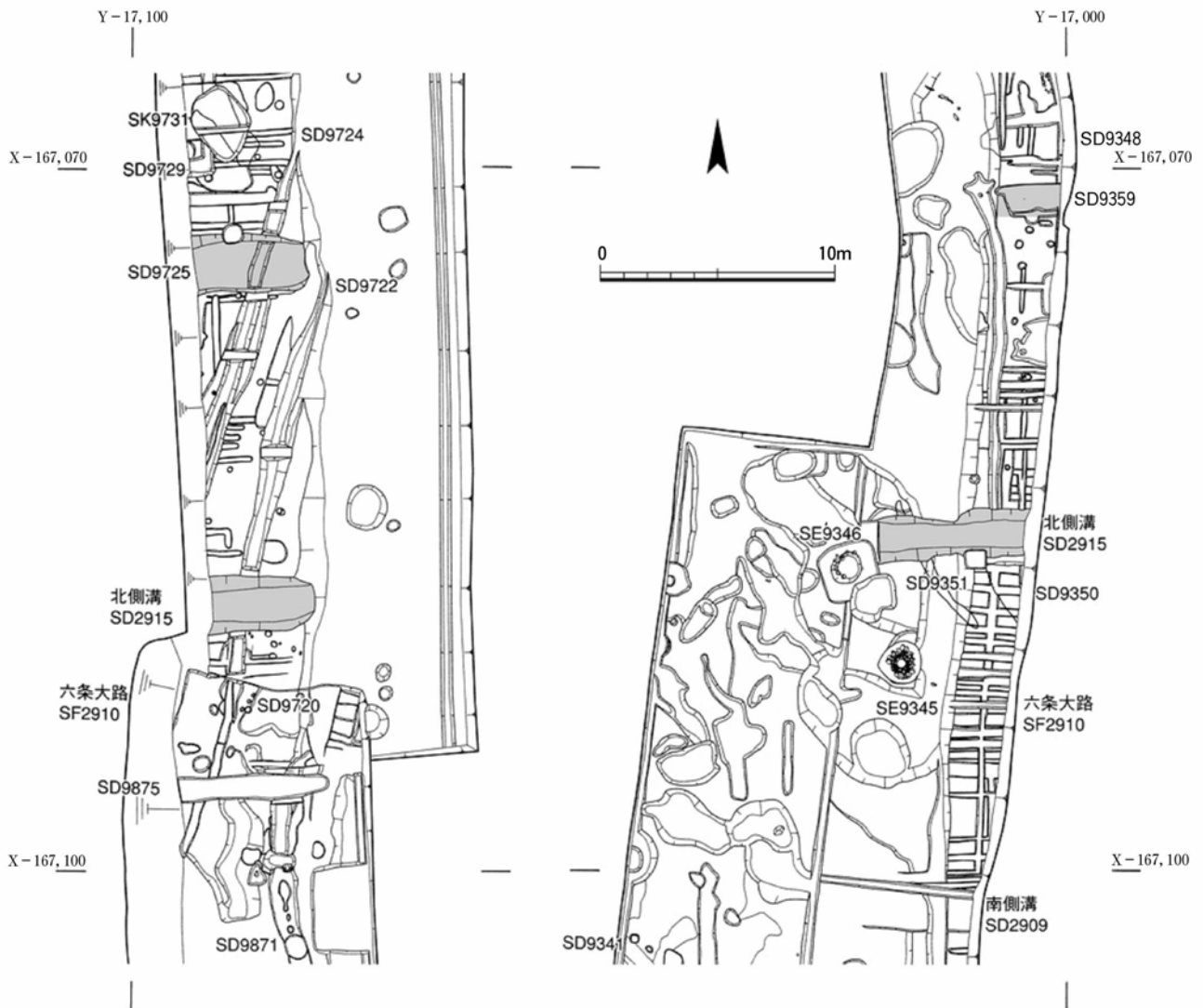


図20 飛鳥藤原第124次(左)・第113次(右) 調査区の六条大路両側溝 1:300 (座標は日本測地系)

これらは、 $E 1^{\circ} 21' N$ の方位でC・E北側溝とほぼ一直線に並び、南側溝との心々間距離こそ若干短いものの、北側溝と認定することに無理はない⁷⁾。

したがって、六条大路は、 $E 1^{\circ} 20' \sim 30' N$ 程度の方位で、下ツ道以東についてはほぼ一直線に通っていたと考えてよいだろう。少なくとも、高所寺池調査の遺構認定を上記のように改めることで、データ間の矛盾がかなり解消されることは間違いない。依然として、Fの北側溝の位置が北にずれるなどの問題点は残るが⁸⁾、高所寺池調査における六条大路は、SD2915を南側溝、SD9725とSD9359を北側溝とするのが至当と考える。

(入倉徳裕／奈良県立橿原考古学研究所・小澤毅)

註

- 1) 条坊呼称は便宜上、岸説に従うが、1坊=16町の平城京型の条坊復元でも、六条大路の呼称は変わらない。
- 2) 奈良文化財研究所『高所寺池発掘調査報告』2006。
- 3) 表7の6件のデータから回帰式を求めると、実測値と予測値の差は $-5.2 \sim +5.3$ mにもなる。他の道路では±数10cmに収まるので、直線性は非常に悪いといえる。

- 4) 黒崎直「藤原京六条大路の幅員について」『年報1996』。
- 5) 入倉徳裕「藤原京条坊の精度」『橿原考古学研究所論集第十五』八木書店、2008(刊行予定)。
- 6) 花谷浩・小谷徳彦・小澤毅ほか「東南官衙地区および左京六条二坊の調査」『紀要2003』。
なお、井上和人は、南面大垣と外濠の設定方位は同じだが、外濠が階段状に屈折しているため、西部、中央部、東部の順に両者の間隔が狭くなるとする(井上和人「藤原宮南面外郭施設設定規格復元考」『紀要2004』)。
しかし、井上が同一規格とした範囲でも、東へ行くにしたがって大垣と外濠の間隔が狭まっている状況が看取できることから、方位の差とみるのが妥当である。
- 7) 報告書はSD9725の時期を7世紀中頃とするが、SD9359ともども、遺物の出土量自体が僅少で、遺構の時期を確定するのは困難である。条坊側溝として誤りないSD2915でも古墳時代の遺物が卓越することを勘案すれば、北側溝とみることに支障はない。
- 8) F北側溝は、条坊遺構としての確実性は高いが、下ツ道以東の北側溝に対して10m程度北にずれる。その一方、F南側溝→D南側溝の方位は、 $E 1^{\circ} 18' 42'' N$ で、本文中に示した六条大路の振れに近い。